

体罰のない社会を実現するための基本方針

平成6年（1994年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）及び「尼崎市子どもの育ち支援条例」の趣旨を踏まえ、尼崎市における体罰の根絶に向け、以下の通り「体罰のない社会を実現するための基本方針」を定めます。

1 基本方針

(1) 子どもを尊重します。

子どもの意見を尊重し、子どもにとって何が最も良いことかを考え、行動します。

(2) 体罰を許しません。

「体罰は人権侵害であり決して許さない」という共通認識を持ちます。

(3) 暴力の連鎖を断ちります。

体罰では正常な倫理観を養えず、むしろ力による解決志向を助長します。体罰を根絶し、暴力の連鎖を断ちります。

以上

※ 体罰とは、学校や家庭で行われる、罰を与えることを目的として、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為のことです。どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

令和2年8月21日

尼崎市長

尼崎市教育委員会